

議案第 11 号

鳥栖市教育プランの改正について

上記の議案を提出する

平成 31 年 3 月 13 日

鳥栖市教育委員会
教育長 天野 昌明

(提案理由)

鳥栖市教育プランの一部を改正したいため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第 2 条第 1 項第 1 号の規定によりこの案を提出する。

鳥栖市教育プランの改正について

1 現状

①教育プランの位置づけ

鳥栖市教育の基本方針を見直し、教育基本法第 17 条第 2 項に基づく、地方公共団体が定める「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」との位置づけで平成 25 年 3 月に策定。以後、各年度の方針として毎年 3 月に改定を行い、議会にも配布している。プランに掲載された取組については、四半期ごとに進行管理を行い、定例教育委員会で報告している。

②教育委員会事務点検評価との関係

平成 26 年度点検評価より、教育プランに掲載している具体的な取組を点検評価対象としている。

③鳥栖市教育大綱との関係

教育プランは大綱の理念を実現するための教育委員会における具体的な取組を掲載するものと整理した。

2 改正案

別添のとおり

◆主な改正点

箇所	改正内容	新	旧
鳥栖市教育プランの概要	表記の変更	教育大綱の教育方針のうち教育委員会所管の 3 方針のみ記載 (P3)	教育大綱の教育方針は市長部局所管のものも含め全て記載 (P3)
学校教育 2 具体的な取組	取組の追加	②特別教室空調設備設置事業の実施 (P7・8)	
	内容の変更	⑦コミュニティ・スクール及び学校評議員会の活用 (P7)	⑦コミュニティ・スクールの導入と学校評議員の配置 (P7)
	表現の追加	教室環境の整備について明記 (P6)	(P6)
	活動指標の追加	「特別教室への空調設備設置率」を追加 (P8)	
社会教育 2 具体的な取組	内容の変更	⑩一体型放課後子ども教室 (P10)	⑩一体型放課後子ども教室の検討 (P10)
	表現の追加	「なかよし会」指導員不足解消に努めることを明記 (P11)	(P11)
	活動指標の追加	「図書館主催事業数」を追加 (P10)	